

「令和 7 年度 離島航路運航安定化支援検証事業」募集要項

1 委託事業名

令和 7 年度 離島航路運航安定化支援検証事業

2 目的

沖縄県は離島航路の確保・維持のため、離島航路事業者に対して船舶更新のために要する費用を実施してきたが、離島航路事業者は多額の欠損を計上している事業者が多く、船舶更新への支援を要望する声が強い。

本事業はこれまでの県補助事業の実績をとりまとめるとともに、船舶建造に係る既存の支援制度等を調査・分析し、新たな支援制度の創設に向けて課題の整理・分析・提案を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（予定）

4 予算額

4,300,000 円以内（消費税 10%を含む）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

5 委託業務の主な内容

別添「仕様書」のとおり

6 参加資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 実態調査・分析等に関する専門的なノウハウを有し、過去 5 年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と実態調査・分析等に関する業務を行った実績がある者であること。
- (5) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店、支店又は事業所等を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店、支店又は事業所等を有する法人であること。共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
 - ①共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
 - ②共同企業体を構成する全ての構成員が上記(1)～(3)の要件を満たす者であること。
 - ③共同企業体を構成するどちらかの事業者が(4)の要件を満たす者であること。

7 応募方法

- (1) 参加申込及び企画書等の提出

①申込・提出の期限：令和 7 年 8 月 27 日（水） 17 時必着

②提出書類：

参加申込書【様式 1】（共同企業体は【様式 1－2】添付）

企画提案応募申請書【様式 2】

会社概要【様式 3】及び会社の業務実績【様式 3－2】

宣誓書

企画書、見積書その他関係書類（以下、「企画書等」という。）

※企画書等の詳細は下記 8 のとおり。

③提出部数：

【様式 1】及び【様式 1－2】 1 部

【様式 2】、【様式 3】、【様式 3－2】及び企画書等 6 部

④提出方法：持参

⑤提出場所：沖縄県企画部交通政策課（沖縄県庁 7 階）

(2) 質問がある場合は、質問票【様式 4】をメールで提出すること。質問に対する回答は、交通政策課ホームページに掲載する。

質問受付期間：令和 7 年 8 月 8 日（金）～令和 7 年 8 月 18 日（月） 17 時

8 企画書等の提出書類

(1) 企画書（原則として、A4 版横、上綴り、10 ページ以内（表紙【様式 2】含まない）、両面印刷）

企画書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の項目の記述を必須とする。また、「令和 7 年度離島航路運航安定化支援検証事業仕様書」を参照すること。

ア 提案概要

イ 業務の実施内容

①離島航路運航安定化支援事業の実績まとめ

②内閣府補助、国土交通省補助、リース契約等との比較

③調査内容の取りまとめ

(2) 見積書（任意様式）

提案にあたっては、総額 4,300,000 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算費目は次の内容で作成すること。

①直接人件費

②直接経費（旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、役務費、印刷製本費、通信運搬費、その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加））

③一般管理費（沖縄県の見積基準：①～②の合計の 10%以内）

④消費税（①～③の合計×0.10）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。

※各経費については、月数、回数、個数等、見積もり条件がわかるように明記すること。

- (3) 業務実績及び経歴について証明できる資料（契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約）
- (4) 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式5】
※任意様式も可

9 委託候補者の選定方法

応募があった企画書等の内容について、選定委員会において総合的に審査を行い、最も優れた提案を行った者を第一位の委託候補者として選定する。

(1) 一次審査

応募多数の場合は、書類審査の上、書面審査を行う者を3者程度に選定する。書類審査の結果は応募者全員に速やかに通知する。

(2) 二次審査

企画提案書の内容について、書面審査を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、応募者全員に文書にて速やかに通知する。

10 委託契約の相手方の選定

委託契約の相手方は、原則として第一位の委託候補者とし、委託契約に関して必要な事項について協議の上、合意に至った場合は委託契約を締結する。

第一位の委託候補者と合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と同様の協議を行い、合意に至った場合は委託契約を締結する。なお、この場合当該次順位以降の者のみに協議を行うことについて通知する。

11 公募スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年8月8日（金） |
| (2) 質問提出期限 | 令和7年8月18日（月）17時 |
| (3) 参加申込及び企画書等の提出期限 | 令和7年8月27日（水）17時 |
| ※一次審査 | |
| (4) 二次審査 | 令和7年9月2日（火）10時 |

(5) 審査結果の通知

令和 7 年 9 月 3 日（水） 予定

(6) 契約

令和 7 年 9 月中旬予定

12 委託契約について

委託業務の内容や費目等は、委託候補者と県との協議による合意を踏まえて、企画書等の内容から変更することがある。

13 その他

- (1) 企画提案に要する経費等については参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等については公表しない。
- (3) 提出された企画書等は返却しない。
- (4) 1 事業者（1 企業共同体）あたり、提案は 1 件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成 3 年沖縄県条例第 15 号）第 1 条第 1 項に定める県の休日を除き、時間帯は 9 時～17 時とします。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※ 1）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書等に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 参加資格の喪失
本募集要項に示した参加資格のない者又は参加申込書、企画書等の資料に虚偽の記載をした者が行った企画提案に対する評価は無効とする。
- (10) 本企画提案及び委託契約等の事務手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

※ 1 契約保証金について（抜粋）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約

を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められているときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

14 書類等の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県企画部交通政策課 交通企画班

TEL：098-866-2045 FAX：098-866-2448

担当：儀間 E-mail aa015500@pref.okinawa.lg.jp